

東京都交通局屋外広告物取扱要綱

	平成12年 1 月 24 日	11交総第1888号
一部改正	平成16年 3 月 31 日	15交総第2176号
一部改正	平成26年 3 月 31 日	25交資第2572号
一部改正	平成30年10月 15 日	30交資第1260号

(総則)

第1条 この要綱は、東京都交通局公有財産規程に基づき、屋外広告物設置を許可するにあたっての標準的取扱方法を定めることを目的とする。

(屋外広告物の定義)

第2条 常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙又ははり札及び広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、交通局が所有する行政財産のうち、地下鉄駅出入口、自動車営業所等の建築物の屋上若しくは壁面又は土地への広告物の掲出を許可する場合に適用する。

2 前項の許可を行う場合は、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則に定める範囲内において実施するものとする。

(申請手続)

第4条 この要綱に基づく許可に当たっては、屋外広告物の設置を希望する者（以下「申請者」という。）から、次に定める事項を記載した屋外広告物設置許可申請書（別記様式1）を提出させなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名（法人にあっては、住所、名称及び代表者名）
- (2) 広告物の種類
- (3) 設置目的
- (4) 設置希望場所の所在
- (5) 使用期間
- (6) 設置広告物の寸法、面数、総表示面積及び重量
- (7) 屋外広告物管理者の住所及び氏名等
- (8) 広告主名
- (9) その他必要と認める事項

2 前項に定める屋外広告物設置許可申請書には、屋外広告物設計図書を添えて提出させなければならない。

(許可基準)

第5条 前条に定める申請に対しては、次の各号に該当するとき又はそのおそれがあるときは許可することができない。

- (1) 交通局の事業運営上支障をきたすと認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反すると認められるとき。
- (3) 美観風致を害すると認められるとき。
- (4) その他交通局が不相当と認めたとき。

(許可手続)

第6条 屋外広告物設置を許可する場合、次に定める事項を記載した屋外広告物設置許可書(別記様式2)を速やかに申請者に交付しなければならない。ただし、記載する必要がないと認める事項については、省略することができる。

- (1) 広告物の種類
- (2) 設置目的
- (3) 設置場所の所在
- (4) 許可期間
- (5) 設置許可物件の寸法、面数、総表示面積及び重量
- (6) 設置料、延滞金及び設置料の不還付
- (7) 使用上の制限
- (8) 設置許可の取消し又は変更
- (9) 原状回復及び損害賠償の方法
- (10) 電気使用料、その他公租公課等の負担
- (11) 有益費等の請求権の放棄
- (12) その他必要と認める事項

(許可期間)

第7条 屋外広告物設置の許可期間は1年とする。ただし、申請者が1年に満たない期間の設置を希望する場合は、この限りではない。

(申請等内容の変更)

第8条 第4条に定める申請後、申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかにその変更内容を書面により届け出させなければならない。

(屋外広告物設置料)

第9条 屋外広告物設置料は、別表屋外広告物設置料算出基準のとおりとする。

(延滞金)

第10条 交通局は、申請者が設置料を納付期限までに納入せず、かつ、期限を指定した督促を発したときは、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該設置料の金額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)につき年14.6%(督促状に指定する期間までの日数については、年7.3%)(年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3%の割合に満たない場合は、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とする。)の割合で計算した延滞金を納付させなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(準用)

第11条 この要綱(第6条及び第10条を除く。)は普通財産に屋外広告物を設置する場合に準用する。この場合において、請書(別記様式3)を徴し、契約により処理することとする。

(補則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、資産運用部長が定める。

附 則 (11交総第1888号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (14交総第2480号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (15交総第2176号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (25交資第2572号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (30交資第1260号)

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

屋外広告物設置料算出基準

1 基準表（税抜き）

等級	基準価格	単価（円/㎡）
1	400万円以上	6,000
2	350万円以上400万円未満	5,700
3	300万円以上350万円未満	5,400
4	250万円以上300万円未満	5,100
5	200万円以上250万円未満	4,800
6	150万円以上200万円未満	4,500
7	100万円以上150万円未満	4,200
8	100万円未満	3,900

2 算出方法

(1) 屋外広告物設置料

屋外広告物設置料は、次により定める。

ア 基準表に定める基準価格の等級ごとの単価に、掲出広告物の表示面積、設置期間及び設置数量を乗じて算出する。

イ 表示面積の算出はメートルを単位とし、100分の1未満の値を切り捨てる。

ウ 設置期間は暦月を単位とし、1月未満の日数がある場合は日割計算とする。
なお、日割計算により生じた1円未満の金額は切り捨てる。

エ 継続時には見直しを行う。ただし、同一年度内での見直しは行わない。

(2) 基準価格

基準価格は、相続税路線価に次の要因を加味した金額とする。

ア 設置場所が国道又は都道沿いの交差点の場合は、10%を加算する。

イ 設置場所が駅のホームから展望可能な場合は、10%を加算する。

(3) 相続税路線価

基準価格に用いる相続税路線価は、国税庁が定める最新の路線価図による。